



## 6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第73号 令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）
- 〃 4 報第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事））

## 会議の概要

－開会 9時05分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

開会前に皆さんにお伝えいたします。本臨時会は、新型コロナウイルスに係る感染予防および拡大防止の観点から、議員は議員席の間隔を空けて着席をいたしております。町当局の出席者におきましても、間隔を空けての着席をいたしております。あわせて、全員マスクを着用しての発言を行うとともに、飛沫拡散防止のために発言席についてはつい立てを設置しております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

これより、本日をもって招集されました令和3年日野町議会第7回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防、拡大防止のため、議席の一部を変更いたしたいと思っております。

お諮りいたします。ただいま着席を頂いておりますとおり、議席の一部変更をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、議席の一部を変更することに決しました。  
次に、町長より招集の挨拶があります。

町長。

**町長（堀江和博君）** 皆様、おはようございます。令和3年第7回臨時議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

綿向山も雪化粧となりまして、いよいよ日野の町にも冬がやってくる、そんな季節となつてまいりました。

本日、臨時議会を招集させていただきましたところ、議員のご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、日々ご壮健にて議員活動にご精励を頂いておりますことに深く感謝と敬意を表す次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置については、9月30日をもって全都道府県で解除されました。各地区でもイベントや行事が開催されるなど、人と人とが集うことの喜びを感じながら、日常生活を取り戻し始めているところでございます。また、日野町を含め、滋賀県の感染者数

も低い状況が続いております。まだまだ予断を許さない状況ではありますが、町内の新型コロナウイルスワクチン接種の状況は、11月13日に集団での2回目接種を完了いたしました。接種率は、日野町全体で1回目、79.7パーセント、2回目79.0パーセントとなっており、県全国平均を上回る接種状況となりました。改めまして、住民の皆様をはじめ、医療機関、赤十字奉仕団などの皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

今後の予定ですが、来年に状況が整い次第、3回目のワクチン接種を予定しております。住民の皆様の安心・安全のため、状況を注視しながら、必要な対策を取ってまいりたいと思います。

さて、9月議会閉会後の主な出来事でございますが、10月6日から11日には和歌山市で起きた水道橋崩落事故における応急給水活動支援に、上下水道課の職員5名を給水活動へ派遣をいたしました。10月7日には、公共交通、日野町版DX等の取組を評価していただき、マニフェスト大賞のマニフェスト推進賞の優秀賞を受賞させていただきました。今後もより良い政策の推進に向けて精進をしてまいります。10月9日には、日野町商工会と連携し、料理飲食店プレミアム付商品券の販売を開始させていただきました。10月20日には用意していたセット全ての販売をすることができました。ご購入いただきました皆様、誠にありがとうございました。また、10月には各こども園、保育園、幼稚園、小学校におきまして、運動会を開催いただきました。子どもたちの元気な姿を見させていただき、私自身、たくさんの元気をもらうことができました。日頃の教職員の皆様のご指導に感謝を申し上げます。

11月6日、7日には、各地区文化祭、また、11月13日から21日には、日野町文化祭が開催をされました。地区ごとに特色があり、住民の皆様の作品への熱い思いがしっかり伝わってくるすばらしい文化祭でございました。11月2日から昨日28日の間、自転車を通した日野町の魅力発信のため、東京南青山のオーブと渋谷のトルクにて、近江日野商人の町めぐり散走フェアを開催いたしました。11月6日にはキックオフイベントに私も参加をさせていただき、日野町の歴史や自然などの魅力を発信するとともに、日野菜を使った料理の試食や、JAグリーン近江さんにご協力を頂き、物産販売もさせていただいたところです。11月16日には3名の地域おこし協力隊への委嘱式を行いました。地域活性化を進めるための取組や、日野町の魅力などの情報発信などに取り組んでいただけることを期待いたします。

10月、11月は、町内におきまして多くの行事が開催をされました。コロナ禍におきましても、感染症対策をしつつ、多くの行事が住民の皆様のお力で開催できることは、日野町の誇りであり、大変ありがたく、うれしく思います。

さて、本日の臨時議会に提案いたします案件は、一般会計補正予算1件と専決処分の報告1件でございます。十分なるご審議を頂きまして、適切なるご裁決を頂き

ますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により1番、野矢貴之君、8番、山田人志君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。あわせて、日程第4 報第10号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事））についても、町長の報告を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,197万5,000円を追加し、予算の総額を97億6,040万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、特に影響を受けている子育て世帯への支援を行うため、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。説明にあたりましては、右側の説明欄のページで申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、7ページの歳入、第15款・国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金および子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金を新規計上しております。

続きまして、9ページの歳出についてご説明をいたします。第3款・民生費でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、特に影響を受けている子育て世帯への支援を行うため、18歳までの子どもに対して、1人当たり5万円を支給する子

育て世帯への臨時特別給付金を給付いたします。

10ページからは給与明細書などの附属書類でございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の提案説明といたします。よろしくご審議を頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、日程第4 報第10号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事））。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決処分した事項は、工事請負契約の変更についてで、株式会社奥田工務店代表取締役北川昭市と工事請負契約を締結している町民会館わたむきホール虹外壁補修工事について、工事内容の変更を行い、請負金額を6,505万2,900円に変更し、令和3年11月9日に変更契約を締結したものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんには第2委員会室にお集まりをお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 9時18分－

－再開 10時05分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）に対する質疑に入ります。また、報第10号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事））についても質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** 私からは、議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）についてお尋ねをいたします。

これは町長に対してお尋ねをいたしますが、18歳未満の子どもに対する支給の問題です。これは反対するものではありませんけれども、この説明の中で、コロナ禍で子育て世帯の生活を支援する、子育て世帯が困窮しているというような説明を受けたんですけれども、18歳までの子ども、それも世帯主が960万以下の家庭に支給するとのこと。960万ぐらいの所得というのはかなり高額な所得と思われ。低所得者、非課税にはならないけれども、300万ちょっとぐらいの世帯の人も今かなりたくさんおられます。そういう低所得者で子どもがいない家庭には、支給がない。

また、アルバイトもできない、本当に困っている大学生、本当にこのコロナ禍で大学をやめた子というのもたくさんいるという話もあります。こういう人になぜ支給がされないのか等の不満の声がたくさん上がっております。不十分な支給と考えられますけれども、町独自の対応は考えられないのか、この不十分なところに。そのようなことを、町長のお考えをお尋ねをいたしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** ありがとうございます。ただいまは、今回の国による子育て施策の支援につきまして、ご質問いただきました。

議員おっしゃるとおり、もちろんお困りの世帯というのは子育てに限らずだと思いますし、国・県・町に関わらず、やはりお困りの世帯を支援していくということは当然、大事なことでありますし、求められる、特にこのコロナ禍においてはということを考えております。

今後、国や県が、今回の大型の補正予算、そしてコロナの臨時対策の交付金というものも、一定それなりの金額が、今後、地方自治体も含めて交付されていくという報道も出ております。議員おっしゃるとおり、しっかりと町、行政としてできる支援というものは引き続き考えていきたいと思っておりますので、しないとか、そういうことはなく、皆さんにもご意見を頂いて、行政として、しっかりと支援できるようなことを考えていきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** ほかにございませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** それでは、私からも、同じく議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）について、何点かお尋ねしたいと思います。

お尋ねしたい中心は、先ほど議員全員協議会の中で頂きました、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内（案）というチラシについてですけれども、こちらは国からの案内チラシを基にしているということがございますけれども、この中で何点かお尋ねしたいんですけれども、まず、プッシュ型通知という言葉が何度も登場してまいります。意味は、先ほどお伺いしたので分かります。分かりましたけれども、お聞きするまでプッシュ型通知の意味が私は分からなかったんですけど、これこのままお配りして、ほとんどの世帯の方、通じるんでしょうか。お分かりになっていらっしゃるんでしょうか。今どきの言葉なんでしょうか。私が知らないだけかもしれませんが、その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

もしこれで通じにくいようであれば、何か分かりやすい表現を、注釈つけるとか、必要があるのではないかなというふうに思ったりもいたします。

もう1つ、このチラシの中で、表面ですけれども、2、誰がもらえるのということ

ここで、生計を維持する程度の高い者という書き方がしてあるんですけれども、これもゆっくり考えると意味は分かるんですけれども、この書き方で多くの人、ぱっと読んで意味伝わるんでしょうか。この辺もちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。例えば、裏面にDV被害のことが書いてありますけれども、DV被害がもしあるお宅で、お一人の方が子どもさん連れてどこかに退避していらっしゃる、そういう場合も中にはあるかもしれません。ですけれども、その方の世帯主であるほう側が、退避していらっしゃるほう側であって、そっち側が、たくさん稼いでいらっしゃる。子どもを連れて退避していらっしゃる側のほう側は、収入が少ない場合であっても、子どもの生計は所得の少ないほう側の方が見ていらっしゃるという場合も想定して、こういう書き方をしていらっしゃるのかなというふうにも思ったりいたします。その辺を教えていただきたいなというふうに思います。

この欄の下のほうへ行くと、5、どんな形でもらえるのというところで支給方法で、児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みますとあるんですけれども、例えば、何らかの理由で自己破産などをしていらっしゃる、口座を持ってない方がいらっしゃる、現時点で持っているけれどもちょうどその振り込まれる時期になって、たまたまそういうことの裁判所決定があって口座を持ってない事情ができた。こういう場合、口座がなかったらもうこれは振り込まれないんでしょうか。受け取ることができないんでしょうか。この辺も、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

また、裏面ですけれども、こんなときはどうなるのというところの、2つ目のQ&Aのところでも、DV被害に遭われていらっしゃる方で避難していらっしゃる方でも受けられる場合があるということでございますけれども、例えば、日野町にご住所を置いて、日野町にお住まいになっていらっしゃる方が、彦根であるとか草津であるとか、町外のシェルターにお住まいに退避して、避難してお住まいになっていらっしゃる、子どもを連れて。こういう場合には、今、彦根とか草津とかよそにいらっしゃる方の市町がそこにお支払いをされるのか、あるいは住所が日野町にあるから日野町が、そこにお支払いするのか。逆に、逆の場合、よそから日野町内の施設にいらっしゃる。あるいはお知り合いのところにいらっしゃる。こういう場合には、よその市町がお支払いされるのか、日野町がお支払いされるのか、この辺も併せてお尋ねしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいま後藤議員のほうから、補正予算第6号についてご質問を頂きました。

まず、1点目のプッシュ型通知という、国の案内チラシの表現が、住民の方に大

変分かりにくいのではないかとということでございます。確かに、私もこの国の通知を見て、それを、こちらの解釈で分かるものとして考えがちなんではございますが、やはりこれを手にして、どういうふうに見られるかということで、非常に入り口からこれは何やということで、混乱をされることも想定されますので、そこはしっかりと注釈等を入れて、申請が不要で、口座のほうに振込ができますとか、その辺は親切丁寧に説明を加えて、通知を、案内をしていきたいというふうに思います。

続いて、2番目の生計を維持する程度の高い者という表現でございます。これも、確かに分かりにくい表現でございます。児童手当を受給されている世帯の中でもご両親の中で、所得の高い方に手当を支給するというふうになっておりますので、それも前提の上でこう書いている部分もあると思いますので、その辺は、少し例も入れながら、こういう場合にはこの方に支給がされますということで、説明のほうも検討していきたいというふうに思います。

それと、DV被害等の方で、後藤議員が想定いただいたように、確かに、今の所得の高い方に行って、実際子どもを面倒を見ているお母さんとかの方に、この給付金が行かないということになれば、それはこの手当の趣旨から外れてしまうこととなりますので、それはそういうことも想定をして、まずは市町村に相談を頂いて、その方に払えるように、相談をして下さいというふうになっておりますので、そこは、そういった申出がございましたらこちらのほうもしっかりと対応していきたいというふうに思います。

それと口座につきましては、これは口座がない方も当然あると思いますので、口座がない場合には、申請を頂いて、一番望ましい方法を聞き取りをさせていただいて、そこに支給するという形になりますので、そのように対応させていただきます。

それと、日野町以外の一時的に避難をされているシェルターとか、そういったいろんな施設に入られている場合には、住所が日野町であって、日野町の支給対象である場合もございますし、それがいつ転出されたりとか、住所は異動がなかったも、そこにずっとおられる場合もございますので、そこは市町間との連携で、その方に確実に行くような形で、連携を取りながらやっていかなければならないというふうに考えておりますので、そこもしっかりと対応していきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** 大体分かったんですけども、そもそも住所を異動させずにほかの市町に避難していらっしゃる方のところに、この通知は届くんでしょうか。どういうふうな経路でそこ、その場合は届くんでしょうか。

あと、世帯の所得はもう、世帯というか、所得は非常に大きくて、2,000万、3,000万、例えば所得はあるけれども、そういうお宅の中から、DV被害とかで、よそに逃げていらっしゃるって、避難していらっしゃるって、その避難していらっしゃる親御

さんと子どもさんは、経済的にそんなに楽じゃないという場合、片の方が何千万って収入ある、こういう場合にはお金は行くんでしょうか。ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** まず、住所のない方についての通知でございますが、こちらが把握をしている、まずは住民票の住所のほうに、システム等で、この方対象になるということで収集した方については、そこへまずは郵送するという形になります。その情報なりが行かない、今のいろんな事情で届かない方もあると思います。同時に、町の広報とか、あとはホームページとか、いろんな形を駆使をして、周知に努めたいというふうに思いますが、その場合は申請をしていただいて、こちらから振込をするということになりますので、まだ申請のない方とか、その辺りについては、こちら情報も共有しながら、まだの方についてどのようにしていったらいいかということも考えていかなければならないというふうに考えております。

それと、高額所得の反対に子どもさんを見て、生活に困っている方についての対応でございますが、これも、児童手当等が支給されている場合には、一旦その児童手当の支給の方に同じようという形で、手続を経て、何も申請がなければそこへ振り込むという形になるんですけれども、そういったことが困る方というのも、中にはおられるかもわかりませんので、そういった申出があれば、そこはまた真摯に対応をしていかなければならないというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** 実際、私が知っている人の中でも、本当に経済的に苦しいのでいらっしゃって、今ホームページとかで見える方法とかっておっしゃっていましたが、そもそもスマホが持てない。インターネットの回線を引くというところがまず、住所も要りますし、そのためには。そのために初期のお金も要りますので、そこがまずクリアできない。当然新聞も引けない、テレビもない。こういうお宅の方だっております。子どもはやっぱり学校には通っていらっしゃって普通の格好、いいというか、そんなにみすぼらしくない格好で通わせていらっしゃる、通わそうと皆、さますので、表向き分からないんですけれども、実際、中はそうであるという方もいらっしゃいますので、そういう場合もやっぱり想定して、できるだけ多くの方に周知していただけるようお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第3 議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第73号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（堀江和博君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会に提案をいたしました案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、提案どおり可決を頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、町ではこれから新年度予算の編成に入っております。適正な財政運営に努めるとともに、第6次日野町総合計画に基づき、多様な人材が活躍し、町の魅力が一段と高められ、持続可能な活力あるまちづくりを進めていく予算編成に取り組んでまいりたいと思っております。

あさってからは師走に入り、12月定例会が開会をされます。議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意を頂きまして、各方面でのご活躍を心からご期待を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、令和3年日野町議会第7回臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

—閉会 10時25分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 野矢 貴之

署名議員 山田 人志